平成30年度 救護施設のぞみの家 事業計画骨子

平成30年4月1日

1 概 要

救護施設のぞみの家は、セーフティネットの機能の他、平成19年度から開始した居宅訓練事業によって、利用者の地域移行及びその定着に取り組んできた。 平成29年度からは、社会生活力プログラムを用いて、利用者だけでなく通所者にも安定した社会生活が送れるよう支援し、事業を推進しているところである。 また社会福祉法人の施設として、地域貢献は必須の課題であり、地域から愛され、地域のニーズに応える信頼される施設づくりを目指す必要がある。

平成27年度施行の生活困窮者自立支援法を下に、救護施設の機能をいかした 取り組みを進め、今まで以上に施設機能を高める取り組みを推進する。

2 平成30年度の主要となる方針(考え方)は次のとおり

(1) 利用者本位のサービスの提供

利用者の障害やニーズに応じたサービスを提供し、潤いのある施設生活がおくれるよう支援する。従来の余暇等のメニューに加え、利用者の意向に添った選択可能な多彩なメニューを提供すると共に、社会の一員として自覚を促せるように、地域に積極的に関われるよう取り組む。昨年度開始した社会生活プログラムが施設利用者、通所者の社会生活力の向上に貢献できるよう、プログラムの充実強化に努める。

また地域移行シミュレート室を利用した生活自立度評価、調理実習室を利用した日常生活訓練等を実践的に進め、効果的な支援が推進できるよう取り組む。さらに、地域移行した利用者の定着に向け、作業指導や訪問による生活指導を行い、安定した地域生活がおくれるよう支援する。

- 〇(拡) 社会生活カプログラムの充実による支援強化
- 〇(拡) 地域移行支援の拡充

(2)地域で支えあう仕組みづくり

社会福祉法人に求められている社会貢献の一環として、認定就労訓練事業を開設し、生活保護に至らないが、地域で生活が困窮している住民への支援を実施し、救護施設の強みを発揮する。また地域で保護機関が一時的入所の必要があると認める精神病床の入院患者等やホームレス、家庭内暴力での被害者等に対し社会的受け皿として継続して支援に取り組む。

また、観月会等の行事や自立支援協議会を通して近隣住民との積極的交流を 図り、地域移行者の地域生活における理解を深める。

○ (新) 神戸市認定就労訓練事業の開設と運営

(3) 福祉と医療の連携による事業推進

精神障害を有する方や医療機関(精神科病院等)での入院治療を終えた寛解域の方々が救護施設で不安なく、安心した生活が出来るよう支援していくとともに、利用者が地域生活に円滑に移行出来るよう、病院や福祉事務所と連携する。

(4) 人材育成と働きがいのある職場づくり

多種多様な障害を持つ利用者に対応できるよう0JTや定期的な0FF-JTを実施し、「学べる職場」として、働きがいのある職場づくりに取り組む。

特に、利用者の約5割を占める精神障害の方に対し、精神科医師等と連携して精神障害を持つ利用者へのケアについて、実践的に取り組むと共に、定期的に精神科医師による研修を設け、職員の資質向上を目指す。

(5) 経営基盤の安定・強化

地域移行を積極的に進めつつ、指導員加算等の加算要件を確保し、また措置 機関との連携の下、迅速かつ計画的な入所に努め、入所率 9 9 %以上を確保し て、安定的経営を目指す。